

「健康経営優良法人2022」が発表されました 認定事業所数が年々増加しています！



### 協会けんぽ宮城支部加入事業所の認定数

令和4年3月9日、経済産業省より「健康経営優良法人2022」が発表され、宮城支部加入の事業所様249社が認定されました。おめでとうございます！

ご案内を宮城支部ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

詳しくは  
こちら▶



※健康経営とは、社員の健康を大切にすることで企業の収益性を高めることです。健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

協会けんぽ宮城支部の事業である「職場健康づくり宣言」への参加は**健康経営優良法人に申請するための必須条件**です。まだ登録をされていない事業所様はこの機会にぜひご登録ください。

詳しくは  
こちら▶



### 高額な医療費を支払ったときは「高額療養費制度」をご利用ください！

被保険者や被扶養者が同一月に保険医療機関等へ支払った一部負担額が高額になり、自己負担限度額を超えたときは、超えた分が「高額療養費」として払い戻されます。なお、入院や高額な医療費が事前に見込まれる場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。



#### 注意事項

①月の1日から末日までを毎月ごとに計算	▶▶▶	月をまたいでいる場合は、それぞれの月に分けて申請
②70歳未満の方は、加入者・医療機関ごとに分けて計算	▶▶▶	入院・外来・歯科を別々に計算し、窓口負担が <b>21,000円以上</b> となるものが対象 ( <b>70歳以上75歳未満の方は全て合算可能</b> ) 外来で院外処方を受けた場合は、外来分に合算
③保険適用外のもの申請対象外	▶▶▶	入院時の食事代や差額ベッド代など



#### ご申請の際のアドバイス

- 払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬明細書の審査を経て行うため、診療月から3か月以上かかります。また、申請書に不備があると、書類をお戻ししますので、その支給決定が遅れてしまいます。記入の手引きをよくご覧になった上で、ご提出ください。
- 領収書の添付は原則不要です。申請書のみ送付ください。(ただし、国や県・市町村からの公的医療費助成を受けていて窓口負担が減額されている方は、助成を受けた診療の領収書のコピーが必要です。※原本は受け付けておりません。)
- 『診療月』単位でご申請ください。複数月申請される際は、必ず『診療月』ごとに申請書の1ページ目(振込先口座等を書くページ)と2ページ目(申請内容を書くページ)をセットでご提出ください。

詳しくはこちら



 **全国健康保険協会 宮城支部**  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/>

協会けんぽ 宮城

検索

〒980-8561  
仙台市青葉区国分町3-6-1  
仙台パークビル8F

**TEL 022-714-6850**  
**FAX 022-714-6857**

宮城支部  
メンバー  
募集  
中!

登録はこちら

